里親委託推進事業の概要

１．事業の目的・内容

（１）目的

里親委託を推進するためには、子どもを委託する児童相談所、要保護児童を実際に養育している乳児院等、子どもの委託を受ける里親が、お互いをよく理解し、三者が協力しながら進めていく必要があるが、児童相談所においては、中心となる児童福祉司が、児童虐待相談件数の増加に伴い、緊急的な対応を迫られており、里親委託を総合的に進める体制にはない。このため、児童相談所に新たに「里親委託推進員」を配置するとともに、「里親委託推進委員会」を設け、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する。

また、「里親委託推進員」は、乳児院等の施設及び養子の養育を希望する者（以下「養子希望者」という。）との連絡・調整等の養子縁組支援を実施する。

（２）内容

①　地域での里親委託の目標を設定する。

②　未委託の里親又は養子希望者に対し、子どもの委託又は養子縁組に関する意向調査を行う。

③　施設行事の活用や施設職員ＯＢやボランティア登録者への働きかけ等により、里親候補者及び養子希望者の掘り起こしを行う。

④　乳児院等の施設に措置した子どものうち、里親委託又は養子縁組を目指すべき子どもを特定する。

⑤　未委託里親を含め、里親体験（トライアル里親）を通して、里親又は養親になるための動機付けを行う。

２．補助根拠　　予算補助

３．実施主体　　都道府県・指定都市・児童相談所設置市

４．補 助 率　　１／２（国１／２　都道府県・指定都市・児童相談所設置市１／２）